

第201回

定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年6月22日（水曜日）
午前10時（午前9時開場）

場 所

三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟 2階大講堂
(会場が昨年と変更されております。)

○目 次

第201回定時株主総会招集ご通知.....1

添付書類

第201期事業報告

1. 当行の現況に関する事項..... 3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項..... 10
3. 社外役員に関する事項..... 13
4. 当行の株式に関する事項..... 14
5. 当行の新株予約権等に関する事項..... 15
6. 会計監査人に関する事項..... 18
7. 業務の適正を確保する体制..... 19

計算書類..... 22

連結計算書類..... 27

監査報告書..... 31

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件..... 35

第2号議案 監査役2名選任の件..... 36

議決権行使についてのご案内..... 37

株主総会会場ご案内図

株式会社百五銀行

FRONTIER BANKING



(証券コード 8368)
平成28年6月3日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号

株式会社百五銀行

取締役頭取 伊 藤 歳 恭

第201回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第201回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年6月21日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **平成28年6月22日（水曜日） 午前10時（午前9時開場）**
2. 場 所 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂
※ 会場が昨年と変更されておりますのでご注意ください。
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第201期 （平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第201期 （平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 監査役2名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

昨年株主様の利便性向上のため、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を選択いただけるよう追加いたしました。当行指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) インターネット開示事項について

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ **駐車場のご用意ができませんので、株主様におかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主様は、総務部総務課（電話059-223-2305）までお知らせくださいますようお願い申し上げます。
なお、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主様はご自由にお持ちいただけます。

第 201 期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は、本支店107か店、27出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

〔金融経済環境〕

当事業年度のわが国経済は、新興国の景気減速の影響などもあり、一部に弱さもみられましたが、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。このような状況下、当行の主要な営業地域である三重・愛知両県下の経済につきましても、基調としては緩やかに拡大しております。

先行きにつきましては、地域創生への取組みによる地域経済活性化などを背景に、引き続き景気回復に向かうことが期待されますが、足もとにおいては、消費者マインドに足踏みがみられるほか、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気下振れが、国内景気を下押しするリスクとなっており、その動向には留意する必要があります。

〔事業の経過及び成果〕

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域金融の円滑化および地域創生に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

地域創生への取組みといたしましては、地方公共団体と協働で地域が抱える課題の解決に取り組むことを目的に、昨年7月に南伊勢町、9月に名張市、本年2月には桑名市と、それぞれ連携協力に関する協定を締結いたしました。また、伊勢志摩サミットを契機とする地域の活性化に向けて、今後旅行客の増加が見込まれる外国人の受入態勢に関するセミナーを複数回開催したほか、本年1月に大手小売店が開催した三重県の食品を取り揃えた催しに、当行の取引先を紹介いたしました。

商品面では、伊勢志摩サミットの開催を記念して、抽選で旅行をプレゼントする「伊勢志摩サミット記念定期預金」を取り扱い、ご好評をいただきました。また、本年2月には、三重県と締結した「移住促進に関する包括協定」にもとづき、三重県に移住される方の申込要件を緩和した「三重県移住者向け住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。

お客さまの声にもとづく新たなサービスといたしましては、昨年9月から本年1月にかけて全店のATM画面をユニバーサルデザイン化し、多くのお客さまが見やすく操作しやすい画面へと改良いたしました。また、昨年9月から本年3月にかけて主要な14か店に「Wi-Fiサービス」を導入し、お客さまがロビーでインターネットをご利用いただけるようになりました。

さらに、非対面チャネルの強化や若年層との接点拡大を目的に、昨年7月には新部署「つながる@ネット課」を設置し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した商品・サービスのPRを開始いたしました。また、本年3月には個人インターネットバンキングを全面リニューアルし、スマートフォンで普通預金などの入出金明細が確認できる「百五銀行通帳アプリ」の導入や投資信託のお取引時間の延長など、お客さまの利便性を向上したほか、セキュリティの強化をはかりました。

店舗につきましては、期中における変動はなく、当期末の店舗数は107か店、27出張所となっております。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で34,354か所・36,226台となりました。

そのほか、これまで当行は、男女がともに働きやすい職場をめざし、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでまいりました。こうした取組みが認められ、本年1月には「プラチナくるみん認定」を受けました。また、当行グループ全体での障がい者雇用を促進するため、本年2月にはグループ会社が、障がい者雇用にかかる「特例子会社」および「関係会社特例」の認定を受けました。今後も多様な人材が働きやすい職場環境の整備を進めてまいります。

次に業績を見ますと、預金は個人預金や法人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ384億円増加し、4兆4,529億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ45億円増加し、1,088億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ164億円減少し、362億円となりました。

一方、貸出金は中小企業向け貸出や住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ691億円増加し、2兆8,871億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,424億円減少し、2兆13億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ23億96百万円増加し、717億56百万円となりました。

一方、経常費用はその他業務費用が増加したことなどから、前事業年度に比べ4億44百万円増加し、548億2百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ19億51百万円増加し、169億54百万円となりました。

また、当期純利益は退職給付信託返還益の計上により特別利益が増加したことなどから、前事業年度に比べ31億46百万円増加し、131億72百万円となりました。

〔当行が対処すべき課題〕

当行では、中期経営計画『「Next COMPASS 140」～ 今こそ、磐石。次の未来のステージへ～』を策定し、本年4月から取り組んでおります。この計画では、人口減少の本格化や競争の激化、さらにマイナス金利政策による利ざやの縮小などの経営環境を踏まえたうえで、3つの重点分野「働き方改革」「トップライン改革」「地域を支えともに成長」に取り組み、磐石な経営体質の構築をめざしてまいります。

「働き方改革」では、役職員一人ひとりの生活環境や働く条件の多様性（ダイバーシティ）を積極的に受け入れ、柔軟かつ公平に働ける仕組みをつくることで、生産性の高い職場環境の構築をめざします。

「トップライン改革」では、金利低下による資金利益の減少を補うため、役務取引等利益の増強をはかるなど、持続可能な成長に向けた収益構造へと転換をはかってまいります。また、人口減少による市場縮小が見込まれるなか、新たな市場、新たな分野の開拓にも積極的に挑戦し、収益機会を徹底的に追求してまいります。

「地域を支えともに成長」では、事業性評価にもとづく金融仲介機能やコンサルティング機能をこれまで以上に発揮し、地域企業の発展を支援するとともに、魅力ある観光資源の掘り起こしや地域産業の付加価値向上をはかり、地域創生に貢献いたします。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、「百五の森」の植樹や運営管理といった環境保全活動のほか、金融教育やスポーツ・文化振興支援などの活動を充実いたします。

かねてより建設を進めてまいりました新本館ビル2棟につきましては、昨年9月に本店営業部をはじめ事務、システム部門、当行グループ会社6社が「岩田本店棟」へ移転し、本年1月には「丸之内本部棟」へ総務、人事、企画部門などの本部機能が移転いたしました。新本館への移転を機に、グループ会社間のさらなる連携強化、業務の効率化をはかり、これまで以上にグループ力を活かした、きめ細かいサービスの提供に努めてまいります。なお、本年1月に津市と津波発生時における緊急避難場所としての一時使用に関する協定を締結し、新本館ビル2棟は津市の津波避難ビルに指定されました。

今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	40,775	42,351	44,144	44,529
定期性預金	20,290	20,677	21,181	21,011
その他	20,485	21,673	22,962	23,518
社 債	150	150	150	150
貸 出 金	25,354	27,100	28,180	28,871
個人向け	6,348	7,187	7,884	8,452
中小企業向け	8,734	9,157	9,975	10,689
その他	10,270	10,755	10,320	9,730
商 品 有 価 証 券	0	0	0	2
有 価 証 券	19,589	20,491	21,438	20,013
国 債	7,474	7,496	8,052	6,652
その他	12,114	12,995	13,385	13,360
総 資 産	47,663	50,499	53,007	53,176
内 国 為 替 取 扱 高	302,667	309,914	302,595	299,555
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,562	百万ドル 1,366	百万ドル 2,098	百万ドル 1,722
経 常 利 益	百万円 13,739	百万円 17,518	百万円 15,002	百万円 16,954
当 期 純 利 益	百万円 8,767	百万円 10,831	百万円 10,025	百万円 13,172
1株当たり当期純利益	円 銭 34 46	円 銭 42 68	円 銭 39 51	円 銭 51 91

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
3. 社債は、劣後特約付社債であります。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,508 人	2,486 人
平 均 年 齢	40 年 5 月	40 年 3 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 11 月	15 年 11 月
平 均 給 与 月 額	400 千円	399 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
三 重 県	112 (27)	112 (27)
愛 知 県	19 (ー)	19 (ー)
東 京 都	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
和 歌 山 県	1 (ー)	1 (ー)
合 計	134 (27)	134 (27)

(注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3 か 所	3 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	34,354 か 所	32,654 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、13,436か所（前年度末13,107か所）については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、20,728か所（前年度末19,355か所）については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであります。

- 当年度新設営業所
該当ありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

員 弁 支 店	阿下喜西出張所	(三重県いなべ市)
名 古 屋 支 店	地下鉄御器所駅出張所	(愛知県名古屋市)
名 古 屋 支 店	平和堂春日井庄名店出張所	(愛知県春日井市)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

鈴 鹿 支 店	スーパーサンシ玉垣店出張所	(三重県鈴鹿市)
上 前 津 支 店	御器所出張所	(愛知県名古屋市)
四 日 市 支 店	サークルＫ新正店出張所	(三重県四日市市)
高 茶 屋 支 店	サンバレー出張所	(三重県津市)
鈴 鹿 支 店	富士電機鈴鹿出張所	(三重県鈴鹿市)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	7,980
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
岩 田 本 店 棟 の 新 築	7,172
丸 之 内 本 部 棟 の 新 築	7,435

(注) 上記新築に伴い、旧本店棟及び旧事務センターの除却を行っております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
百五ビジネスサービス 株 式 会 社	三重県津市本町33 番21号	現金等の精査整理 業務	昭和54年 7 月14日	百万円 40	100	—
百五管理サービス 株 式 会 社	三重県津市高茶屋 七丁目6番70号	文書帳簿等保管管 理業務	昭和60年 7 月29日	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21 番27号	担保不動産の調査 及び評価業務	昭和63年10月25日	20	100	—
百五オフィスサービス 株 式 会 社	三重県津市岩田21 番27号	手形・債券等の集中 保管・管理業務	平成13年 6 月28日	20	100	—
百五スタッフサービス 株 式 会 社	三重県津市岩田21 番27号	職業紹介業務及び 労務管理業務	平成16年 6 月28日	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21 番27号	金融商品取引業務	平成21年 8 月14日	3,000	100	—
株 式 会 社 百 五 ディーシーカード	三重県津市栄町三 丁目123番地1	クレジットカード 業務及び信用保証 業務	昭和58年10月20日	50	50	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三 丁目123番地1	リース業務	昭和59年10月15日	50	20	—
株式会社百五経済研究所	三重県津市岩田21 番27号	地域産業調査及び コンサルティング に関する業務	昭和60年 7 月29日	30	23	—
百五コンピュータソフト 株 式 会 社	三重県津市岩田21 番27号	コンピュータによ る情報処理業務	平成 2 年 3 月29日	30	5	—

(注) 株式会社百五経済研究所は、平成28年7月1日付で株式会社百五総合研究所に商号変更を行
う予定であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス
(略称ACS) を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統
農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用
による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS)において、
データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種デ
ータの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び
預入れサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(平成27年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	そ の 他
上 田 豪	(代表取締役) 取締役会長	三重交通グループホールディングス株式会社 社外取締役	
伊 藤 歳 恭	(代表取締役) 取締役頭取 新本館建設統括部担当		
渡 辺 義 彦	(代表取締役) 取締役副頭取 営業本部、営業統括部、 営業戦略部、ローン統括部、 営業渉外部、国際営業部、 サービス品質向上部担当 営業本部長委嘱		
杉 浦 雅 和	常務取締役 事務本部、事務統括部、 システム統括部、経営企画部、 B P R、秘書室担当 事務本部長、秘書室長委嘱		
田 中 秀 人	常務取締役 資金運用本部、資金証券部、 東京営業部、大阪営業部、 総務部、人事部担当 資金運用本部長委嘱		
寺 尾 正 紀	常務取締役 融資統括部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部担当		
濱 田 康 資	取締役 営業渉外部部長委嘱		
後 藤 悦 夫	取締役 営業統括部長委嘱		
長 合 教 実	取締役 北勢支社長委嘱		
釜 森 伸 明	取締役 愛知支社長委嘱		
竹 中 章	取締役 融資統括部長委嘱		
柳 谷 剛	取締役 南勢支社長委嘱		
小 林 長 久	取締役 (社外取締役)	日本トランスシティ株式会社 代表取締役会長	
川喜田 久	取締役 (社外取締役)	三重トヨペット株式会社 代表取締役社長	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
太 田 均	常 勤 監 査 役		
笠 井 貞 男	常 勤 監 査 役		
渡 邊 悌 爾	監 査 役（社外監査役）		
市 川 秀	監 査 役（社外監査役）	日本工営株式会社 社外取締役	
川 端 康 成	監 査 役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久、社外監査役市川秀、川端康成につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端康成は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏 名	退任時の地位	退任日
山 本 哲 也	常務取締役	平成27年6月19日（任期满了）
荒 木 康 行	常務取締役	平成27年6月19日（任期满了）
川 喜 田 久	監査役（社外監査役）	平成27年6月19日（任期满了）

(ご参考) 平成28年4月1日付異動及び担当の変更

氏 名	地 位 及 び 担 当
伊 藤 歳 恭	(代表取締役) 取締役頭取
渡 辺 義 彦	(代表取締役) 取締役副頭取 経営企画部、働き方改革、リスク統括部、秘書室担当 秘書室長委嘱
杉 浦 雅 和	常務取締役 営業本部、支店統括部、営業戦略部、ローン統括部、地域創生部、 国際営業部担当 営業本部長委嘱
田 中 秀 人	常務取締役 事務本部、事務統括部、システム統括部、新本館建設統括部、 融資統括部、コンプライアンス統括部担当 事務本部長委嘱
寺 尾 正 紀	常務取締役 資金運用本部、資金証券部、東京営業部、大阪営業部、総務部、 人事部担当 資金運用本部長委嘱
濱 田 康 資	取締役 地域創生部長委嘱
後 藤 悦 夫	取締役 支店統括部長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	16人	410 (127)
監査役	6人	61
計	22人	472 (127)

- (注) 1. 報酬等の()内は、当事業年度に係る業績連動型報酬100百万円(取締役100百万円)、株式報酬型ストック・オプション27百万円(取締役27百万円)の合計額(内書き)であります。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等100百万円(うち使用人兼務取締役の使用人としての賞与36百万円)は含めておりません。
3. 平成23年6月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、(1)役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3)中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。
- 支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。
- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額(確定金額報酬額)については年額300百万円以内、監査役の報酬額(確定金額報酬額)については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小林 長 久	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川喜田 久	同上
渡 邊 悌 爾	同上
市 川 秀	同上
川 端 康 成	同上

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小 林 長 久	日本トランスシティ株式会社代表取締役会長（当行は同社と貸出取引があります）
川 喜 田 久	三重トヨペット株式会社代表取締役社長（当行は同社と貸出取引があります）
渡 邊 悌 爾	
市 川 秀	日本工営株式会社社外取締役（当行と同社との間には特別の関係はありません）
川 端 康 成	川端法律事務所代表弁護士（当行と同事務所との間には特別の関係はありません）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小 林 長 久	2年9ヶ月	取締役会 17回中17回	(注1)
川 喜 田 久	9ヶ月	取締役会 13回中9回	(注1)
渡 邊 悌 爾	8年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査役会 14回中14回	(注2)
市 川 秀	1年9ヶ月	取締役会 17回中16回 監査役会 14回中14回	(注2)
川 端 康 成	9ヶ月	取締役会 13回中10回 監査役会 10回中7回	(注2)

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして適宜発言を行っております。
2. 社外監査役渡邊悌爾、市川秀および川端康成は、取締役会において、それぞれの専門的知識、経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	6人	25	—

5. 当行の新株予約権等に関する事項

事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成23年7月25日 ③新株予約権の総数 536個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 53,600株 ⑤新株予約権の行使期間 平成23年7月26日から平成53年7月25日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	7人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年7月26日 ③新株予約権の総数 558個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 55,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年7月27日から平成54年7月26日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	7人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第3回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年7月24日 ③新株予約権の総数 549個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 54,900株 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年7月25日から平成55年7月24日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10人
	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第4回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年7月31日 ③新株予約権の総数 600個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 60,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月1日から平成56年7月31日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	11人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①新株予約権の名称 株式会社百五銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年7月30日 ③新株予約権の総数 481個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 48,100株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年7月31日から平成57年7月30日まで ⑥権利行使価格 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	12人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 松 本 千 佳 山 川 勝 膳 亀 聡	53	(非監査業務の内容) バーゼル規制対応に係る助言業務

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は66百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

7. 業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(1) 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部を通報窓口とする内部通報システム(コンプライアンス・ホットライン)を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

(2) 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

(3) リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
 - ア 信用リスク
 - イ 市場リスク
 - ウ 流動性リスク
 - エ オペレーショナル・リスク
- ③ リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

(4) 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

(5) グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定期的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

(7) 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 経営状況についての重要な事項
 - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ 重大な法令違反等
 - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
 - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
 - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

- (注) 1. 組織改定に伴い、平成28年4月1日付で上記「内部統制システムの基本方針」中の「(1) 法令等遵守体制 ⑤ 反社会的勢力対応の専門部署」を、「コンプライアンス統括部お客さま相談課」から「支店統括部お客さま相談課」に変更しております。
2. 平成28年4月26日付で上記「内部統制システムの基本方針」中の「(1) 法令等遵守体制」第3項として以下の内容を追加し、項数を順次繰り下げております。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取り締役に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。

(2) リスク管理に対する取組み

リスク管理委員会を15回（定例12回、臨時3回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。

(3) 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を17回（定例12回、臨時5回）、経営会議を48回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

(4) グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取組み

監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人及び社外取締役との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

参考書類

— 22 —

科 目				金 額	科 目				金 額
(資 産 の 部)					(負 債 の 部)				
現預金	預け	金	金	317,271	預金	座金	預金	金	4,452,949
現預金	け	金	金	57,025	当座預金	座金	預金	金	123,372
コ買入	ル金	口	一債	260,245	コ買入	座金	預金	金	2,110,565
商入品	品有	銭	証	2,109	商入品	座金	預金	金	41,438
商品	品の	地	国	13,451	商品	座金	預金	金	24,020
金銭	品の	の	方	233	金銭	座金	預金	金	2,101,144
有価	品の	証	信	229	有価	座金	預金	金	52,408
国債	品の			4	国債	座金	預金	金	202,311
社債	品の			3,000	社債	座金	預金	金	1,126
株	品の			2,001,362	株	座金	預金	金	139,902
出	品の			665,264	出	座金	預金	金	60,812
手	品の			341,957	手	座金	預金	金	60,812
引	品の			473,813	引	座金	預金	金	55
書	品の			162,301	書	座金	預金	金	34
座	品の			358,024	座	座金	預金	金	20
為	品の			2,887,184	為	座金	預金	金	15,000
預	品の			8,658	預	座金	預金	金	50,521
為	品の			98,021	為	座金	預金	金	1,083
資	品の			2,440,899	資	座金	預金	金	4,344
費	品の			339,603	費	座金	預金	金	1,048
収	品の			2,833	収	座金	預金	金	12,892
入	品の			2,445	入	座金	預金	金	817
担	品の			1	担	座金	預金	金	350
保	品の			386	保	座金	預金	金	29,983
資	品の			19,622	資	座金	預金	金	4,543
金	品の			169	金	座金	預金	金	1,089
産	品の			7,410	産	座金	預金	金	217
物	品の			5,757	物	座金	預金	金	380
地	品の			9	地	座金	預金	金	37,517
産	品の			6,274	産	座金	預金	金	2,557
定	品の			45,457	定	座金	預金	金	24,621
産	品の			22,911	産	座金	預金	金	4,993,605
物	品の			19,636	物	座金	預金	金	20,000
地	品の			763	地	座金	預金	金	7,557
産	品の			7	産	座金	預金	金	7,557
定	品の			2,137	定	座金	預金	金	201,496
産	品の			2,959	産	座金	預金	金	17,377
ア	品の			2,820	ア	座金	預金	金	184,118
産	品の			0	産	座金	預金	金	169,314
用	品の			138	用	座金	預金	金	14,804
返	品の			14,733	返	座金	預金	金	△ 146
金	品の			24,621	金	座金	預金	金	228,907
諾	品の			△ 17,155	諾	座金	預金	金	98,530
見	品の				見	座金	預金	金	△ 7,685
当	品の				当	座金	預金	金	4,217
計	品の				計	座金	預金	金	95,063
	品の					座金	預金	金	106
	品の					座金	預金	金	324,077
	品の					座金	預金	金	5,317,683
資 産 の 部 合 計				5,317,683	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計				5,317,683

第 201 期 (平成27年 4月 1 日から 平成28年 3月31日まで) 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 営 資 産	常 用 収 入 益	71,756
貸 出 金	利 息	52,407
貸 有 金	配 当 利 益	32,951
預 金	受 取 手 数 料	19,061
預 金	受 取 手 数 料	60
預 金	受 取 手 数 料	229
預 金	受 取 手 数 料	105
預 金	受 取 手 数 料	12,167
預 金	受 取 手 数 料	3,436
預 金	受 取 手 数 料	8,730
預 金	受 取 手 数 料	2,481
預 金	受 取 手 数 料	6
預 金	受 取 手 数 料	2,474
預 金	受 取 手 数 料	0
預 金	受 取 手 数 料	4,700
預 金	受 取 手 数 料	3,374
預 金	受 取 手 数 料	3
預 金	受 取 手 数 料	1,322
経 営 資 産	常 用 収 入 益	54,802
貸 出 金	利 息	4,992
貸 有 金	配 当 利 益	2,519
預 金	受 取 手 数 料	181
預 金	受 取 手 数 料	231
預 金	受 取 手 数 料	214
預 金	受 取 手 数 料	61
預 金	受 取 手 数 料	200
預 金	受 取 手 数 料	1,579
預 金	受 取 手 数 料	4
預 金	受 取 手 数 料	4,645
預 金	受 取 手 数 料	631
預 金	受 取 手 数 料	4,014
預 金	受 取 手 数 料	969
預 金	受 取 手 数 料	415
預 金	受 取 手 数 料	248
預 金	受 取 手 数 料	74
預 金	受 取 手 数 料	18
預 金	受 取 手 数 料	212
預 金	受 取 手 数 料	41,288
預 金	受 取 手 数 料	2,907
預 金	受 取 手 数 料	1,123
預 金	受 取 手 数 料	1,015
預 金	受 取 手 数 料	144
預 金	受 取 手 数 料	622
経 営 資 産	常 用 収 入 益	16,954

(単位：百万円)

科 目	金	額
特 別 利 益		3,610
固 定 資 産 処 分 益	7	
退職給付 信託返還	3,603	
定 額 資 産 損 失	1,039	1,265
引当金 前払 当期 純 利 益	226	
法人 引当金 前払 当期 純 利 益	3,271	19,299
税法 法人 引当金 前払 当期 純 利 益	2,855	
当 期 純 利 益		6,126
当 期 純 利 益		13,172

第 201 期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	7,557	7,557
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	20,000	7,557	7,557

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,377	158,214	14,583	190,175	△ 153	217,579
当期変動額						
剰余金の配当			△ 2,029	△ 2,029		△ 2,029
当期純利益			13,172	13,172		13,172
別途積立金の積立		11,100	△ 11,100	—		—
自己株式の取得					△ 10	△ 10
自己株式の処分			△ 0	△ 0	16	16
土地再評価差額金の取崩			179	179		179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	11,100	221	11,321	6	11,328
当期末残高	17,377	169,314	14,804	201,496	△ 146	228,907

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	115,116	△ 3,841	4,262	115,536	94	333,210
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,029
当期純利益						13,172
別途積立金の積立						—
自己株式の取得						△ 10
自己株式の処分						16
土地再評価差額金の取崩						179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 16,585	△ 3,843	△ 44	△ 20,473	11	△ 20,461
当期変動額合計	△ 16,585	△ 3,843	△ 44	△ 20,473	11	△ 9,133
当期末残高	98,530	△ 7,685	4,217	95,063	106	324,077

第 201 期 末 (平成28年 3 月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	319,444	預 譲 渡 性 預 金	4,447,508
コールローン及び買入手形	2,109	コールマネー及び売渡手形	196,081
買 入 金 銭 債 権	13,451	債券貸借取引受入担保金	1,126
商 品 有 価 証 券	233	借 用 金	139,902
金 銭 の 信 託	3,000	外 国 為 替	69,137
有 価 証 券	1,997,716	社 会 為 替	55
貸 出 金	2,882,336	そ の 他 負 債	15,000
外 国 為 替	2,833	賞 与 引 当 金	59,265
リース債権及びリース投資資産	15,149	退 職 給 付 に 係 る 負 債	208
そ の 他 資 産	30,372	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,990
有 形 固 定 資 産	46,930	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	99
建 物	23,153	ポ イ ン ト 引 当 金	1,089
土 地	19,856	偶 発 損 失 引 当 金	290
リ ー ス 資 産	7	特 別 法 上 の 引 当 金	520
建 設 仮 勘 定	7	繰 延 税 金 負 債	0
その他の有形固定資産	3,904	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	36,594
無 形 固 定 資 産	3,150	支 払 承 諾	2,557
ソ フ ト ウ ェ ア	3,006	負 債 の 部 合 計	24,621
その他の無形固定資産	143	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	11,550	資 本 金	20,000
繰 延 税 金 資 産	719	資 本 剰 余 金	7,557
支 払 承 諾 見 返	24,621	利 益 剰 余 金	206,825
貸 倒 引 当 金	△ 18,916	自 己 株 式	△ 146
資 産 の 部 合 計	5,334,703	株 主 資 本 合 計	234,236
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	98,579
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 7,685
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,217
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,326
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	92,785
		新 株 予 約 権	106
		非 支 配 株 主 持 分	8,524
		純 資 産 の 部 合 計	335,653
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,334,703

第 201 期 (平成27年 4月 1 日から 平成28年 3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

科 目		金 額	
経 常	収 入	52,177	83,211
貸 出 金	利 息 配 当 金	32,974	
貸 有 価 証 券	利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	18,807	
預 コー ロ ー ン	金	60	
そ の 他 の 引 業 受 入 利 益		230	
役 務 の 取 他 債 権 取 立 益		105	
そ の 償 却 の 他 の 経 常 取 常 収 入 収 入 収 入		12,064	
		14,190	
		4,779	
		0	
		4,779	
経 常	費 用	5,029	64,604
貸 出 金	利 息 金 利 息	2,516	
貸 有 価 証 券	利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	181	
預 コー ロ ー ン	金	231	
そ の 他 の 引 業 受 入 利 益		214	
役 務 の 取 他 債 権 取 常 収 入 収 入 収 入		102	
そ の 償 却 の 他 の 経 常 取 常 収 入 収 入 収 入		200	
		1,583	
		4,260	
		8,824	
		43,499	
		2,990	
		1,196	
		1,794	
経 常	益 金	18,606	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		3,610	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		7	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		3,603	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		1,075	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		226	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		0	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		20,914	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		4,051	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		2,739	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		6,791	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		14,123	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		489	
特 定 固 定 資 産 利 益 金		13,634	

第 201 期（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	7,557	195,042	△ 153	222,446
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,029		△ 2,029
親会社株主に帰属する当期純利益			13,634		13,634
自己株式の取得				△ 10	△ 10
自己株式の処分			△ 0	16	16
土地再評価差額金の取崩			179		179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	11,782	6	11,789
当期末残高	20,000	7,557	206,825	△ 146	234,236

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	115,167	△ 3,841	4,262	10,879	126,467
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 16,587	△ 3,843	△ 44	△ 13,206	△ 33,681
当期変動額合計	△ 16,587	△ 3,843	△ 44	△ 13,206	△ 33,681
当期末残高	98,579	△ 7,685	4,217	△ 2,326	92,785

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	94	8,043	357,052
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,029
親会社株主に帰属する当期純利益			13,634
自己株式の取得			△ 10
自己株式の処分			16
土地再評価差額金の取崩			179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	11	481	△ 33,189
当期変動額合計	11	481	△ 21,399
当期末残高	106	8,524	335,653

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 百 五 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 勝 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 百 五 銀 行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の会計方針に関する事項に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第201期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社	百五銀行	監査役会	
	常勤監査役	太田均	㊞
	常勤監査役	笠井貞男	㊞
	社外監査役	渡邊悌爾	㊞
	社外監査役	市川秀	㊞
	社外監査役	川端康成	㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、平成28年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,014,910,264円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月23日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	11,300,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	11,300,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役太田均氏および笠井貞男氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式の数
1	か さ い さだ お 笠 井 貞 男 (昭和30年2月8日生)	昭和52年4月 当行入行 平成10年10月 当行一志支店長 平成12年7月 当行中村支店長 平成14年4月 当行松阪中央支店長兼平生町出張所 長 平成16年6月 当行桑名支店長 平成18年6月 当行伊勢支社長 平成19年4月 当行伊勢烏羽志摩支社長 平成20年6月 当行業務監査部長 平成22年6月 当行人事部長 平成24年6月 当行常勤監査役 現在に至る	36,000株
	《監査役候補者とした理由》 昭和52年より当行の一員として、業務監査、人事に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行常勤監査役として豊富な監査経験を有しており、これらの経験・知見に基づき、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役候補者となりました。		
2	※ なか つ きよ はる 中 津 清 晴 (昭和32年9月8日生)	昭和56年4月 当行入行 平成16年1月 当行松阪駅前支店長 平成17年10月 当行宮川支店長兼伊勢志摩市場出張 所長 平成20年4月 当行尾鷲支店長 平成22年6月 当行総務部長 平成24年6月 当行新本館建設統括部長 現在に至る	22,000株
	《監査役候補者とした理由》 昭和56年より当行の一員として、営業店業務をはじめ、総務等の本部業務に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。これらの経験・知見を当行の監査活動に活かすことができると判断し、新任の監査役候補者となりました。		

(注) 1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任候補者であります。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

Ⅰ 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成28年6月22日(水) 午前10時(午前9時開場)

Ⅰ 郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月21日(火) 午後5時15分到着

Ⅰ インターネット



当行指定の議決権行使サイト

▶ <http://www.evotage.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月21日(火) 午後5時15分まで

詳細は次ページをご覧ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使サイトについて

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(TLS暗号化通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。また、「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



携帯電話用
二次元コード

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成28年6月21日（火曜日）午後5時15分まで**に行役してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する**議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月21日（火曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただき、**ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) **議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行役された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

*** 機関投資家の皆様へ：**株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会会場ご案内図 (昨年と会場が変更されております。)

津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)
電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



交通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※昨年と株主総会会場が変更されておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

